

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月29日
【会社名】	ENEOSホールディングス株式会社
【英訳名】	ENEOS Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 齊藤 猛
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号
【電話番号】	03(6257)7075
【事務連絡者氏名】	インベスター・リレーションズ部 IRグループマネージャー 江口 小百合
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号
【電話番号】	03(6257)7075
【事務連絡者氏名】	インベスター・リレーションズ部 IRグループマネージャー 江口 小百合
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

2023年6月28日開催の当社第13回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2023年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

- 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金11円 総額33,280,861,306円
- 剰余金の配当が効力を生ずる日
2023年6月29日

第2号議案 監査等委員でない取締役11名選任の件

監査等委員でない取締役として、大田勝幸、齊藤 猛、谷田部 靖、宮田知秀、椎名秀樹、井上啓太郎、中原俊也、村山誠一、工藤泰三、富田哲郎及び岡 俊子を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、西村伸吾、塩田智夫、三屋裕子及び川崎博子を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成の割合	決議結果
第1号議案	21,559,875	76,272	345	98.550%	可決
第2号議案					
大田勝幸	20,128,831	1,504,518	3,988	92.005%	可決
齊藤 猛	20,710,116	923,231	3,988	94.662%	可決
谷田部 靖	20,901,309	732,044	3,988	95.536%	可決
宮田知秀	21,035,236	598,118	3,988	96.148%	可決
椎名秀樹	21,103,322	530,032	3,988	96.459%	可決
井上啓太郎	21,104,136	529,218	3,988	96.463%	可決
中原俊也	21,103,308	530,046	3,988	96.459%	可決
村山誠一	20,971,839	661,514	3,988	95.858%	可決
工藤泰三	21,227,547	405,809	3,988	97.027%	可決
富田哲郎	21,355,529	277,828	3,988	97.612%	可決
岡 俊子	21,214,896	418,458	3,988	96.969%	可決
第3号議案					
西村伸吾	20,303,757	1,329,081	3,988	92.807%	可決
塩田智夫	20,440,932	1,191,907	3,988	93.434%	可決
三屋裕子	21,292,738	340,115	3,988	97.327%	可決
川崎博子	21,539,321	93,533	3,988	98.455%	可決

(注) 1. 各議案の可決要件は、次のとおりです。

- ・第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権数の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

・第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権数の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 賛成の割合は、2023年6月27日午後5時30分までに書面又は電磁的方法（インターネット等）により行使された議決権の数（以下「事前行使分」）を含めて、本総会に出席した株主の議決権の総数（ただし、無効票数等の違いにより議案毎に当該総数は異なります。）を分母として算出しております。

（4）上記（3）の議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び本総会当日に出席した一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日に出席した株主のうち賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は、上記（3）の表に記載した賛成、反対又は棄権の議決権の数に加算しておりません。

以上